

報告第2号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について、下記のとおり臨時に代理したので報告する。

令和3年7月29日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

提案理由 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正するに当たり、北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

北九州市立の小学校、中学校、及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について(概要)

1 報告理由

7月15日から市長事務部局の規則の適用を受ける職員の夏季休暇の取得期間が延長されたため、教育委員会の規則についても、早急に制度の均衡を図る必要が生じた。このため、「北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」に基づき、7月16日に教育長の臨時代理により市長事務部局の規則と同様の改正を行ったので、報告するもの。

2 改正内容 令和3年度限りの特例

改正前 夏季休暇取得期間 6月1日 ~ 9月30日



改正後 夏季休暇取得期間 6月1日 ~ 10月31日 (1月間延長)

3 適用範囲

- ①「北九州市立の小学校、中学校、及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」(第1条関係)の適用者 ⇒
- ②「北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(第2条関係)の適用者 ⇒
- ③「北九州市立の小学校、中学校、及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(第3条関係)の適用者 ⇒
- ④市長事務部局の規則の適用者 ⇒

	小・中・特支 勤務者		幼・高・専修 勤務者	教委事務局 勤務者
正規	校務員・給食 監理士除く	校務員・給食 監理士	全員	全員
臨時	全員		全員	
会計	講師	講師除く	全員	全員

4 施行期日

令和3年7月16日

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

1 改正理由

世界的パンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症の抑制のため、ワクチン接種が日本全国で進められており、本市においても全市的な体制を組んで、接種の円滑かつ速やかな推進に取り組んでいる。

このように、これまでの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に加え、希望する全市民への速やかなワクチンの接種という臨時・緊急的な事案への対応等により、多くの市職員が9月末日を取得期限とする夏季休暇を十分に取得できない状況が生じる可能性が高い。これを受けて、市長部局においては「北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和38年北九州市規則第14号。以下「市職員規則」という。）」及び「北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年北九州市規則第37号）」の一部改正を行い、令和3年度に限り、夏季休暇の取得期間を10月31日まで延長する予定である。（総務局人事課により改正済。7月15日に公布予定）

なお、市職員規則の適用対象職員には、教育委員会事務局の職員及び市立学校等の一部の学校職員が含まれている。

については、市職員全体の休暇制度の均衡を図る必要があるため、「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）」、「北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号）」及び「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号）」（以下「教職員等規則」という。）の一部を改正し、同様に夏季休暇の取得期間を延長するもの。

2 改正内容

(1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（第1条関係）

付則に、夏季休暇に係る令和3年度の特例について規定する。

改正前	改正後
(新設)	(令和3年度における特別休暇の特例)
	<u>17 令和3年度に限り、教育長が別に定める教職員に対する別表第4の17の項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。</u>
17 (略)	<u>18</u> (略)

(2) 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（第2条関係）

別表第3の13の項の規定に、夏季休暇の付与時期（取得期間）を明記する。

改正前		改正後	
【理由】	【期間又は日数】	【理由】	【期間又は日数】
13 夏季における健康保持	休暇年度の6月1日から9月30日までの間(以下「対象期間中」という。)に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員等にあつては2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度職員等にあつては4日	13 夏季における健康保持	休暇年度の6月1日から9月30日までの間(以下「対象期間中」という。)に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員等にあつては <u>対象期間中に</u> 2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度任用職員等にあつては <u>対象期間中に</u> 4日

付則に、夏季休暇に係る令和3年度の特例について規定する。

改正前	改正後
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
(新設)	(令和3年度における特別休暇の特例) 3 <u>令和3年度に限り、教育長が別に定める会計年度任用職員等に対する別表第3の13の項の規定の適用については、同項中「あつては対象期間中」とあるのは、「あつては休暇年度の6月1日から10月31日までの間」とする。</u>

(3) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（第3条関係）

別表第3の13の項の規定に、夏季休暇の付与時期（取得期間）を明記する。

改正前		改正後	
【理由】	【期間又は日数】	【理由】	【期間又は日数】
13 夏季における健康保持	休暇年度の6月1日から9月30日までの間(以下「対象期間中」という。)に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員にあっては2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度職員にあっては4日	13 夏季における健康保持	休暇年度の6月1日から9月30日までの間(以下「対象期間中」という。)に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員にあっては <u>対象期間中に</u> 2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている者にあっては <u>対象期間中に</u> 4日

付則に、夏季休暇に係る令和3年度の特例について規定する。

改正前	改正後
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
(新設)	(令和3年度における特別休暇の特例) 3 <u>令和3年度に限り、教育長が別に定める会計年度任用職員に対する別表第3の13の項の規定の適用については、同項中「あっては対象期間中」とあるのは、「あっては休暇年度の6月1日から10月31日までの間」とする。</u>

3 施行期日

公布の日

4 その他

本件については、令和3年7月15日に「北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和3年北九州市規則第38号）」が公布され、同日に施行される予定である。これにより、市職員規則の適用対象職員である教育委員会事務局の職員及び市立学校等の一部の学校職員については、同日から夏季休暇の取得期間が延長されることとなる。他方、教職員等規則の適用対象職員については、教職員等規則を速やかに改正しなければ、教育委員会内において当該職員が適用を受ける規則の差異によって職員ごとに夏季休暇の取得期間が異なり、サービス手続において混乱が生じることとなる。このような状況を速やかに解消する必要があるため、「北九州市教育委員会の権限事務の

一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(昭和38年北九州市教育委員会規則第7号)第3条第1項に基づき、教育長による臨時代理により教職員等規則の一部改正を行うもの。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

北九州市教育委員会
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第6号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

付則中第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

（令和3年度における特別休暇の特例）

17 令和3年度に限り、教育長が別に定める職員に対する別表第4の17の項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。

（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（令和3年度における特別休暇の特例）

3 令和3年度に限り、教育長が別に定める会計年度任用職員等に対する別表第3の13の項の規定の適用については、同項中「あつては対象期間中」とあるのは、「あつては休暇年度の6月1日から10月31日までの間」とする。

別表第3の13の項中「あつては」の次に「対象期間中に」を加える。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第

5号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(令和3年度における特別休暇の特例)

3 令和3年度に限り、教育長が別に定める会計年度任用職員に対する別表第3の13の項の規定の適用については、同項中「あつては対象期間中」とあるのは、「あつては休暇年度の6月1日から10月31日までの間」とする。

別表第3の13の項中「あつては」の次に「対象期間中に」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p data-bbox="199 280 286 309">付 則</p> <p data-bbox="129 336 311 365">1～16 略</p> <p data-bbox="159 392 622 421"><u>（令和3年度における特別休暇の特例）</u></p> <p data-bbox="129 448 1095 592">17 <u>令和3年度に限り、教育長が別に定める教職員に対する別表第4の17の項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。</u></p> <p data-bbox="165 619 266 647">（読替え）</p> <p data-bbox="129 675 259 703">18 略</p>	<p data-bbox="1205 280 1292 309">付 則</p> <p data-bbox="1131 336 1312 365">1～16 略</p> <p data-bbox="1173 619 1274 647">（読替え）</p> <p data-bbox="1131 675 1261 703">17 略</p>

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新				旧			
付 則				付 則			
1 略				1 略			
2 略				2 略			
<u>(令和3年度における特別休暇の特例)</u>							
3 <u>令和3年度に限り、教育長が別に定める会計年度任用職員等に対する別表第3の13の項の規定の適用については、同項中「あつては対象期間中」とあるのは、「あつては休暇年度の6月1日から10月31日までの間」とする。</u>							
別表第3（第16条、第18条関係）				別表第3（第16条、第18条関係）			
特別休暇の基準				特別休暇の基準			
理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
13 夏季 における 健康保持	略	休暇年度の6月1日から9月30日までの間（以下「対象期間中」という。）に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員等にあつては <u>対象期間中に2日</u> 、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度任用職員等にあつては <u>対象期間中に4日</u>	略	13 夏季 における 健康保持	略	休暇年度の6月1日から9月30日までの間（以下「対象期間中」という。）に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員等にあつては2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度任用職員等にあつては4日	略

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新				旧			
付 則				付 則			
1 略				1 略			
2 略				2 略			
<u>（令和3年度における特別休暇の特例）</u>							
3 <u>令和3年度に限り、教育長が別に定める会計年度任用職員に対する別表第3の</u>							
<u>13の項の規定の適用については、同項中「あつては対象期間中」とあるのは、</u>							
<u>「あつては休暇年度の6月1日から10月31日までの間」とする。</u>							
別表第3（第15条、第17条関係）				別表第3（第15条、第17条関係）			
特別休暇の基準				特別休暇の基準			
理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
13 夏季 における 健康保持	略	休暇年度の6月1日から9月30日までの間（以下「対象期間中」という。）に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員にあつては <u>対象期間中に2日</u> 、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度任用職員にあつては <u>対象期間中に4日</u>	略	13 夏季 における 健康保持	略	休暇年度の6月1日から9月30日までの間（以下「対象期間中」という。）に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員にあつては2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度任用職員にあつては4日	略

各局区室長 様

総務局長 高松 浩文

特別休暇「夏季における健康保持」の取得期間の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症関連の業務状況等を鑑みて、令和3年度に限り、特別休暇「夏季における健康保持」（以下、本通知において「夏季休暇」という）の取得期間について、下記のとおり取り扱うこととします。

つきましては、職員に周知徹底を図るとともに、下記事項に留意の上、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

I 夏季休暇の取得期間の延長について

令和3年度に限り、6月1日から10月31日までの間において取得可能とする。

II 対象者

常勤職員及び夏季休暇の付与の対象となる非常勤職員

III 留意事項

本取扱いは、新型コロナウイルス関連の臨時・緊急的な業務等への従事により、9月30日までに夏季休暇を取得することが困難な職員への対応として行うものです。

9月30日までに夏季休暇を取得できる職員に対しては、当初の予定どおり休暇を積極的に取得するよう促してください。

IV 夏季休暇の制度概要及び取得手続きについて

「特別休暇『夏季における健康保持』（夏季休暇）の取得促進について（通知）」（令和3年5月26日付北九総人人第176号）を参照のこと。

総務局人事部人事課制度係

担 当：上田、藪

電 話：093-582-2203

所属長 様

教育長 田島 裕美

特別休暇「夏季における健康保持」の取得期間の延長について（通知）

令和3年度に限り、特別休暇「夏季における健康保持」（以下、本通知において「夏季休暇」という）の取得期間について、下記のとおり取り扱うこととします。

つきましては、職員に周知徹底を図るとともに、下記事項に留意の上、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

I 夏季休暇の取得期間の延長について

令和3年度に限り、6月1日から10月31日までの間において取得可能とする。

II 対象者

常勤職員及び夏季休暇の付与の対象となる非常勤職員

III 留意事項

本取扱いは、9月30日までに夏季休暇を取得することが困難な職員への対応として行うものです。

9月30日までに夏季休暇を取得できる職員に対しては、当初の予定どおり休暇を積極的に取得するよう促してください。

IV 夏季休暇の制度概要及び取得手続きについて

「特別休暇『夏季における健康保持』（夏季休暇）の取得促進について（通知）」（令和3年5月26日付北九教総総第166号）を参照のこと。

教育委員会総務課

担 当：栗林、増田

電 話：093-582-2352

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

○北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

昭和 38 年 2 月 10 日 教委規則第 7 号

第 1 条 この規則は、教育委員会の権限に属する教育事務(以下「事務」という。)の一部を教育長に委任し、または臨時に代理させる事項に関し定めることを目的とする。

第 2 条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 25 条第 2 項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項に係る事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校その他教育機関の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (2) 重要な財産の取得及び処分に関すること。
- (3) 人事、服務及び研修の一般方針に関すること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案に関して方針を定めること。
- (5) 教科書その他の教材の取扱いの一般方針を定めること。
- (6) 通学区域を定めること。
- (7) 義務教育諸学校への就学に関すること。
- (8) 性行不良の児童生徒に係る出席停止に関すること。
- (9) 北九州市立国際友好記念図書館の教育長が指定する部分の管理に関すること。
- (10) 社会教育施設(図書館及び視聴覚センターを除く。)及び北九州市立埋蔵文化財センターの管理、運営及び連絡調整に関すること。
- (11) 美術館協議会及び博物館協議会に関すること。
- (12) 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。
- (13) 文化財の保護及び活用に関すること。
- (14) 文化財の調査、指定及び管理に関すること。
- (15) 文化財保存事業の助成に関すること。
- (16) 埋蔵文化財の保護に関すること。
- (17) 文化財保護審議会に関すること。
- (18) 社会教育委員の会議等に関すること。
- (19) 社会教育(専門的技術的な助言及び指導に関することを除く。)に関すること。
- (20) 社会教育関係団体に関すること。
- (21) 生涯学習の企画及び調整に関すること。
- (22) 青少年の指導育成に関すること。
- (23) 青少年対策の企画及び連絡調整に関すること。
- (24) 青少年教育に係る区長等との連絡調整に関すること。
- (25) 区における学校施設開放事業の実施に関すること。

2 教育長は、法第 25 条第 1 項の規定により委任された事務のうち、教育委員会が教育長に報告させる必要があるものとして別に定めるものを行ったときは、次回の教育委員会の会議において、その管理及び執行の状況を報告しなければならない。

第 3 条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、法第 25 条第 2 項各号に掲げる事項及び前条各号に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 教育長は前項の規定により臨時に代理したときは、これを次回の教育委員会の会議に報告しなければならない。